

交通管制等の実施要領について（例規）

最終改正 令和3.3.8 例規通指・装第6号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

交通情報自動収集システム、信号自動制御システム等の電子計算組織の導入に伴い、道路交通に関する情報を迅速、適確には握して、広域にわたる交通管制を一元的かつ効率的に行ない、交通の安全と円滑を図るため、交通管制等の実施要領について次のとおり定めたから、運用上誤りのないようになされたい。

なお、交通情報収集および交通渋滞等解消措置等の要領について（昭和45.2.20：5京交企第103号、5京交指第82号、5京外勤第49号）の例規通達は、廃止する。

記

第1 用語の意義

この例規通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 交通管制

警察官並びに車両その他の器材及び施設を有機的に運用して広域にわたる車両交通の流動に関する情報を一元的に収集、把握するとともに、交通状況の変化に対して、通行の禁止又は制限、う回誘導及び信号機の操作その他必要な措置を行うことをいう。

2 交通障害

自然災害、道路工事、交通事故その他の理由による道路の通行不能、通行の禁止及び制限（片側通行、車種別通行止め等）の交通に関する障害をいう。

3 交通渋滞

車両の過度集中、小規模の交通事故等（道路の通行不能、通行の禁止及び制限の場合を除く。）の理由により、道路上において車両の交通がとどこおり、車列が長くなっている状態をいう。

4 交通情報

道路における交通障害及び交通渋滞に関する情報をいう。

5 渋滞度

車両のとどこおっている度合いを、次表のとおり車列の長さで区分したものをいう。

渋滞度	車列の長さ	
1	300メートル以上	500メートル未満
2	500メートル以上	1,000メートル未満
3	1,000メートル以上	

注1 車列の長さとは、交通渋滞の主要原因となつている場所から、交通渋滞している車両

の最後端までの長さをいう。

2 信号機が作動している交差点では、対面する信号が赤から青に変わった時点の車列の長さをいう。

3 片側2車線以上の道路では、車列の長い方の車線をいう。

4 交通渋滞が2以上の交差点におよんでいるときは、交通渋滞発生の主原因となつていと認められる交差点からの車列の長さをいう。

第2 削除

第3 交通情報の収集

1 交通規制課長は、交通情報自動測定装置及び警察通信施設等の積極的利用によるほか、道路管理者、道路交通関係行政機関、日本道路交通情報センター等との緊密な連携により、府下全域及び関係府県内の幹線道路における交通情報の収集に努めなければならない。

2 機動警ら課長、鉄道警察隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び警察署長は、警ら、交通の指導取締り、交通整理、交通事故処理等の街頭活動及び道路使用許可、道路工事の協議等の事務処理を通じて、交通情報の収集に努めなければならない。

第4 交通情報の報告等

1 事前連絡及び通報

交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び警察署長は、前記第3の2により収集した交通情報のうち、交通障害又は交通渋滞の発生が予想されるものについては、発生日時、発生場所、交通障害（渋滞）の原因、交通規制の状況、う回路線、復旧の見通しその他参考事項を電話等により速やかに関係所属長に連絡するとともに、交通管制センターに通報するものとする。

2 即時報告及び通報

(1) 警察官は、勤務中に交通障害又は渋滞度3の交通渋滞が発生しているのを現認したときは、有線通信又は無線通信により、その状況を所轄警察署長（高速道路交通警察隊が活動する高速自動車国道及び自動車専用道路については、高速道路交通警察隊長。以下「警察署長等」という。）又は交通管制センターに通報するものとする。

(2) 通信指令課及び署指令室の勤務員は、警察通信に関する訓令（令和3年京都府警察本部訓令第4号。以下「警察通信訓令」という。）第17条第1項に規定する緊急通報により交通情報を認知したときは、有線通信、無線通信又はデータ通信（警察通信訓令第18条第1項に規定する通信指令システムにより行うデータ通信をいう。）により交通管制センターに通報するものとする。

3 交通渋滞情報の定時収集

交通情報自動測定装置によつて定時に交通渋滞情報を収集する交差点等については、別に定める。

4 通報連絡

(1) 交通規制課長は、収集した交通情報のうち、関係所属長が認知していないもので必要と認められるもの及び警備実施、緊急配備、警衛警護等の実施上の参考になると認められるのは、それぞれの関係所属長に通報連絡するものとする。

(2) 交通規制課長は、収集した交通情報のうち道路管理者において通行の禁止等を行うことが適当であると認められるものについては、その内容を当該道路管理者に通報連絡するも

のとする。

第5 交通障害に対する措置

1 初動措置

警察官は、交通障害の発生により、道路において交通の危険が発生し、またはそのおそれのある状況（以下「交通危険事態」という。）を現認したときは、ただちに応急の危険表示、通行の禁止、制限その他所要の措置を講じた後、警察署長等に報告（通報）の上、交通管制センターに通報しなければならない。

2 警察署長等の措置

- (1) 警察署長等は、交通管制センター又は現認した警察官から交通危険事態の通報又は報告を受けたときは、状況により交通課幹部を現場に派遣し、又は自ら現場に急行して危険防止及び混雑緩和を図るための通行の禁止及び制限、う回誘導その他所要の措置の指揮を行うものとする。
- (2) 前号の場合において、警察署長等は、所属の署（隊）員により措置できないと認めるときは、交通部長に対し、警察官等の応援派遣その他所要の措置について要請するものとする。

第6 交通渋滞に対する措置

1 初動措置

警察官は、渋滞度3に該当し、解消する兆しのない交通渋滞（以下「異常交通渋滞」という。）を現認したときは、警察署長等に報告（通報）の上、交通管制センターに通報するとともに、直ちに手信号等による交通整理等所要の措置を講じなければならない。

2 警察署長等の措置

警察署長等は、異常交通渋滞の通報または報告を受けた時は、前記第5の2に準じて措置するものとする。

第7 広域交通管制等

1 広域交通管制の指揮等

交通部長は、交通障害または交通渋滞の発生により、交通管制を行なう範囲が2以上の警察署管内にわたり広域的交通管制を必要と認めるときは、関係する警察署長等に対し、必要な現場措置を指示し、またはこれらの調整を行なうものとする。

2 応援派遣

交通部長は、前記第5および第6に規定する警察署長等からの応援要請を受けた場合および広域的交通管制を実施するうえで必要と認めるときは、交通機動隊員および隣接警察署員等を現場およびその周辺に派遣するものとする。

3 広域の通報連絡

交通部長は、主要幹線道路における交通障害および交通渋滞については、警察庁、管区警察局および関係他府県警察に対して通報連絡し、必要と認められるものについては交通規制、う回措置等の協力を要請するものとする。

第8 交通情報の広報及び活用

- 1 交通規制課長は、収集した交通情報を交通情報板その他の情報提供施設、日本道路交通情報センター、報道機関等を通じて車両の運転者等に広報し、交通管制の実施について理解と協力が得られるように努めるものとする。

- 2 交通規制課長は、収集した交通情報を分析して資料を作成し、交通対策に活用するものとする。

第9 交通管制計画の策定等

- 1 警察署長等は、交通管制計画を策定する場合は、交通障害又は異常交通渋滞が発生したときに、迅速かつ的確な交通管制の措置が講じられるよう次の事項に留意するものとする。
 - (1) 交通障害及び異常交通渋滞の発生が予想される場所の把握
 - (2) 関係機関等との連絡及び通報体制の整備
 - (3) 交通規制を実施すべき道路の区間及びう回拠点、う回路等の対策
 - (4) 広報用立看板、道路標識、拡声装置その他必要な資器材の整備
 - (5) 警察官の配置運用の計画
 - (6) 交通規制の適否その他必要な事項
- 2 交通部長は、前項の計画を調整するとともに、隣接府県と調整を必要とするものについては協議を行ない、広域交通管制が迅速、的確に行なえるよう広域交通管制計画を策定しておくものとする。